

村田町デイサービスセンター
(指定通所介護事業)
運営規程

社会福祉法人柏松会

村田町デイサービスセンター 指定通所介護事業所運営規程

事業の目的

第1条 社会福祉法人柏松会の開設する村田町デイサービスセンター（以下、事業所という）が行う指定通所介護事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等の通所介護従業者（以下、従業者という）が要介護状態の高齢者等に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

運営方針

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話、機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、自立支援、生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当っては利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 事業の実施に当っては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

サービスの取扱方針

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対しその内容等について説明し同意をえるものとする。
 - 3 通所介護計画は、当該利用者を担当する居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画に沿ったサービス内容を勘案し、作成するものとする。
 - 4 事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等につて、理解しやすいように説明を行なうものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、自立支援の観点から、適切な介護技術をもってサービス提供を行なうものとする。また、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助及び機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に

提供する。

- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

事業所の名称

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 村田町デイサービスセンター
- (2) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番地5号

職員の職種、員数及び職務内容

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、事業を円滑に運営するために必要であると認めたときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- (1) 管理者（所長） 1名（兼務）
管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び利用者の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の通所介護従業者に対し、運営規定の遵守のための指揮命令をする。
- (2) 補・副所長 1名（兼務）
上司の命を受け、管理者（所長）を補佐し、職員に助言・指導する。管理者に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 指導主事 1名（兼務）
上司の命を受け、管理者（所長）を補佐し、事業所全体の職務を掌握し助言指導する。
- (4) 統括主任 1名（兼務）
上司の命を受け、業務を整理し、助言・指導する。
- (5) 生活相談員 2名以上（1名は専従とし、他はケアワーカーと兼務）
上司の命を受け、事業の業務（利用者の生活相談や利用計画等）に従事する。
- (6) 看護職員 2名以上（1名は専従とし、他は施設と兼務）
上司の命を受け、事業の業務（利用者の健康管理、医師との連携支援等）に従事する。
- (7) 介護職員（ケアワーカー） 5名以上（常勤換算）
上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常生活の介護、援助等）に従事する。
- (8) 管理栄養士 1名以上（兼務）
上司の命を受け、事業の業務（献立作成、栄養量計算、利用者の栄養指導、設備の衛生管理等）に従事する。
- (9) 機能訓練指導員 2名以上（兼務）

上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練）に従事する。

- 2 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

営業日及び営業時間

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

一週においては月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年の1月2日までの期間を除くものとする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

利用定員

第7条 事業所の利用定員は1日30名とする。

指定通所介護の内容

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。なお実際の介護にあつては、利用者個々の心身の状態に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) 生活指導（相談援助等）
- (5) 健康状態の確認（血圧測定等）
- (6) 教養娯楽サービス（趣味活動等）
- (7) 機能訓練（日常動作訓練）
- (8) その他の介護サービス（移動や排せつの介助、見守り等のサービス）

指定通所介護の利用料その他の費用

第9条 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食費は昼食代（おやつ等を含む）として 650 円
- (2) 複写物の交付（コピー）（1枚 10 円）

- (3) 介護材料費（紙おむつ類）は、おむつ代（1枚 120 円）、パット代（一枚 30 円）を標準型介護材料費とするが、標準型以外の介護材料（紙おむつ類）を使用した場合には、その実費を利用者から受けるものとする。
 - (4) 特別行事費として行事に係る相当額
 - (5) 通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。
- 3 指定通所介護事業所は、前項の費用の額に係わるサービスの提供に当り、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

利用手続きの説明及び同意

- 第10条 事業所は、サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、通所介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 3 事業所は、正当な理由なく通所介護の提供を拒むことはできないものとする。

契約終了の事由

- 第11条 次の各号に該当する場合は、契約解除・終了することとなる。
- (1) 利用者が死亡した場合。
 - (2) 要介護認定により、利用者が「自立」と判定された場合。
 - (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合または医療機関に長期入院した場合。
 - (4) 第11条2項から5項に基づき契約が解約または解除された場合。
- 2 利用者は、本契約の有効期間中に、本契約を解約することができる。この場合、利用者は、契約終了を希望する日の2日前までに事業所に通知するものとする。
- 3 利用者は、利用料金の変更に同意することができない場合には、契約を即時解約することができる。
- 4 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができる。
- (1) 利用者が契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- (2) 利用者が正当な理由なく利用料その他の事業所に対して支払うべき費用を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - (3) 利用者が故意または過失により事業所またはサービス従業者もしくは他の利用者の身体・財物等を傷つけ、契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 5 利用者は、事業所もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、契約を解除することができる。
- (1) 事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
 - (2) 事業所もしくはサービス従業者が第20条2項に規定する守秘義務に違反した場合。
 - (3) 事業所もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財物等を傷つけ契約継続しがたい重大事情を生じさせた場合。

通常の実業の実施地域

第12条 通常の実業の実施地域は、村田町、大河原町、柴田町、蔵王町、川崎町、角田市とする。

契約当事者の変更

第13条 利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力を失った場合に備えて利用者の家族等を代理人とすることを認めるか、または第三者と契約の変更を行なうことに同意するものとする。

サービス利用に当たっての留意事項

第14条 事業所は、別に定める重要事項説明書に記載された次の留意事項について、利用者に事前の説明を行い、利用者はそれを遵守するものとする。

- (1) 喫煙及び飲酒
 - (2) 迷惑行為等
 - (3) 宗教活動、政治活動、営利活動
 - (4) 決められた物以外の持込
- 2 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 3 利用者は、施設の設定、備品等をその本来の用途に従って利用し、施設の設定、備品等を故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合、利用者とその家族等との協議により、利用方法を決定するものとする。

苦情解決

第15条 事業所は、利用者、利用者の身元引受人または家族等から苦情申立があった場合には、速やかに事実関係を調査し、その結果を利用者、利用者の身元引受人または家族に報告し、必要な措置を講じるものとする。

緊急時の対応方法

第16条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

- 2 事業所は、通所介護を実施中に、利用者が転倒等の事故により負傷した場合には、その負傷の状況等を当該利用者の保険者（市町村）に報告するものとする。

非常災害対策

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回、避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

身体拘束原則禁止

第18条 事業所はサービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束等適正化検討委員会を開催し、切迫性、非代替性等の要件を確認する。
 - (2) 身体拘束等にかかる様態、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由等を記録する。
 - (3) 利用者または家族に対し、身体拘束の必要性を説明し、身体拘束等の方法、実施時間、解除方法等について説明し、同意を得る。

虐待防止に関する事項

第19条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族

等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

その他運営についての留意事項

第20条 事業所は、従業者の質的な向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 縦続研修 年2回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、個人情報保護法を遵守するとともに、社会福祉法人柏松会個人情報保護規定に基づき、利用者及びその家族等の個人情報を安全かつ適切に管理するものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 6 事業所は、サービスの提供についての記録を作成し、それをその完結の日から5年間保管し、利用者またはその代理人の請求に応じ、これを閲覧させ、複写物を交付するものとする。
- 7 事業所は、施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療器具等の管理を適切に行なうものとする。
- 8 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めるものとする。
- 9 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人柏松会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- *この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- *この規程は、平成13年11月30日から施行する
- *この規程は、平成14年9月1日から施行する。
- *この規程は、平成15年2月24日から施行する。
- *この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- *この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- *この規程は、平成18年4月1日から施行する。

*この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

*この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

*この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

*この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。